

議案第 4 3 号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 6 月 7 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成 1 2 年杉並区条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 8 の項の次に次のように加える。

5 8 の 2 東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和 6 1 年東京都条例第 5 1 号）第 1 7 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づくふぐ加工製品の取扱いに係る届出者に対する届出済票の交付（卸売市場外営業に限る。）	ふぐ加工製品取扱い届出済票交付手数料	1 件につき 3 , 0 0 0 円	届出のとき。
	ふぐ加工製品取扱い届出済票再交付手数料	1 件につき 2 , 4 0 0 円	再交付申請のとき。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

ふぐ加工製品取扱い届出済票交付手数料等を定める必要がある。